

	自治体名	農園数	区画数 (合計)	平均区画 面積 (㎡)	平均利用料／年	1㎡単価／年	使用期間	特記事項	根拠法令	積算根拠	直近の改 定	R6当初歳入 (千円)	R6当初 歳出 (千	R6決算歳出(千円)	見直し 予定	その他特記事項
1	羽村市	4	149	20	2,000	100	3月～翌々年1月 3月～翌々年1月		有	特になし	不明	692	186	169	未定	
2	福生市	7	494	10	1,333	133	35ヵ月		有		R6	2,523	2,523	2,523	未定	
3	青梅市	15	762	20	4,200	210	4月～翌々年12月		有	1ヵ月350円（3年目は12月未までの貸借のた	R4	2,400	7,219	6,345	未定	
4	国分寺市	3	280	16	4,800	300	4月～翌々年1月	使用期間は、22ヵ月間（4月1日から翌々年1月31日まで）で、 利用料が8,800円のため、月400円×12ヵ月で算出した。	有		H8	1,108	4,666	4,399	未定	
5	あきる野市	3	226	20	7,200	360	4月～翌々年3月		有		H16	1,627	457	284	なし	
6	西東京市	3	160	14	5,000	370	4月～翌々年2月		有	受益者負担割合計算による。	H31	420	755	709	R7	現在使用料の見直しは行っているが、使用料の改定をするかどうかについては検討中。
7	東久留米市	8	506	16	6,000	375	4月～翌々年12月		有	平成14年度制定時 市民農園の固定資産税・都市計画税相当分＋園 芸相談員謝金＋農業祭関係＋管理運営費＝総経 費 総経費÷区画数×自主運営組織に対する考慮	H15	3,673	3,735	4,477	R8	会計年度職員を耕作料をもとに任用している。 令和6年度は市民農園1園が年度途中で閉園となったため、閉園工事を 計上したことにより、例年より歳出が100万円程度増加した。 職員の人件費を除いて、耕作料（歳入）と市民農園運営事業の歳出はなる べくイコールになるようにしている。
8	日野市	10	580	20	7,800	390	1年10ヵ月	令和7年度から、南平市民農園をモデル農園とし、 利用者が共同で農作業を行う交流農園を開設する予定。	有	日野市手数料、使用料等の設定に関するガイド ライン 不明	H6	4,555	8,107	8,106	R10	
9	立川市	2	199	約10	4,000	400	3月～翌々年1月	規則第7条第1項の規定に基づき、立川市市民農園管理運営委員を設置。 農園の申込者から選出。	有		不明	784	2,764	2,730	なし	
10	調布市	14	782	18	7,200	400	4月～翌年3月		有		H12	3,997	10,358	9,684	なし	
11	稲城市	6	168	15	6,120	408	2年間		無	4年毎の全庁的な使用料及び手数料等の見直し による受益者負担割合計算による（1㎡当たり 400円から約408円に改定）。	R2	1,022	1,244	1,052	なし	令和6年度は、利用期間2年のうちの継続年度であるため、予算額は見回 り・草刈りなどの維持管理費用のみ。 令和7年度については、令和8年度の利用者の再募集に伴い、農園の片付 け・耕耘作業費用が必要となるため、予算額は237万円を予定。 物価や人件費の高騰を懸念しており、今後は利用料だけでなく利用期間の見 直しも検討。
12	狛江市	10	297	13	5,550	427	4月～4年後の2月	一般世帯区画（296区画）及び生ごみ堆肥区画（1区画）の区画数及び管理料 年6,500円 シルバー世帯区画（122区画）及び管理料 年4,550円 福祉区画（2区画）及び管理料 0円	有	狛江市市民農園設置要綱において規定。 一般世帯区画及び生ごみ堆肥区画：年額500円 ／㎡ シルバー世帯区画：年額350円	H15	2,298	5,244	4,929	なし	各農園について、4年に一度、区画整備を委託。 歳出額には、1農園分の区画整備費を含む。昨年度実施した市民農園の新規 開設に係る歳出入額は除く。 歳出入の主な構成としては、歳入については管理料、歳出については、農園 利用者に向けた講演会・現地相談会の報償費、消耗品・光熱水費及び修繕料 等の需用費、通知書等の郵送に係る役務費、発生材処理委託・農園の外周の 植え込み剪定委託・除草作業等の管理委託、土壌整地・区画整備委託の委託 料となっている。
13	多摩市	6	276	15	7,200	480	4月～翌々年2月		有	「公共施設の使用料設定にあたっての基本方 針」の受益者負担	H31	2,714	9,172	9,017	なし	
14	三鷹市	7	457	15	8,000	533	4月～翌々年1月		有	特になし	H31	6,484	21,130	20,409	なし	※今年度から前年度分の利用料を事前に徴収する形になったため、今年度の み次年度分の歳入が入っているため、歳入実績が予算よりかなり多くなって
15	府中市	14	749	12	6,600	550	4月～翌々年1～3月	6㎡の区画については、65歳以上が使える区画と65歳未満が使える区画の2種 類がある。	有	管理経費や水道料及び固定資産税相当分・人件 費等を農地面積で按分した。	H26	4,458	4,343	4,193	なし	
16	小金井市	7	286	12	6,600	550	約2年間	【高齢者農園】 農園数：2園 面積：6㎡	有	当時の維持管理費を使用料で賄える金額設定や 当時の近隣市の使用料の平均を参考に積算し た。	H29	1,887	2,025	1,756	なし	市内に民間が運営している市民農園が1園あるが、市が管理している市民農 園使用料が民間に比べ安いため、民間の市民農園の入園者が伸び悩んでいる 現状がある。
17	小平市	2	326	15	9,000	600	3月～翌々年2月		有	3年毎の固定資産税の評価替えに合わせ見直し を行っている。	R6	3,145	1,270	1,097	なし	
18	東村山市	3	209	30	18,000	600	2年間		有	当市「使用料・手数料の基本方針」による。 基準使用料＝原価（人件費＋物件費等）その 他の業務費委用÷総面積÷年間使用可能時間×使用 面積×使用時間×受益者負担割合（サービスの 性質によって定めた割合※市民農園は80%）	不明	3,798	4,469	4,542	なし	
19	八王子市	1	45	10	7,500	750	4月～翌年1月		有	1㎡当たりのコスト×貸出面積×性質別負担割 合75%	H31	945	572	447	なし	令和6年4月1日から3農園→1農園に変更。 上記市民農園のほかに、都有地を貸借し市民農園整備促進法により開設した 「ひよどり山農園（470区画）」を管理・運営している。
20	町田市	2	94	25	19,500	780	R6.4.1～R9.2.28		有	町田市市民農園条例第11条 使用料は1平方 メートル当たり月額65円とする。	R3	2,074	1,891	1,876	なし	
21	東大和市	1	58	30	36,000	1,200	2年間	一度限り更新可	有		不明	2,088	4,687	4,446	なし	
	国立市	1	140	約9	無料	0	R7.2.1～R9.1.24 ※2年毎に更新	高齢者向けレジャー農園 対象者：市内に住所を有する概ね60歳以上の方	有	使用料無料	なし	0	94	91	なし	
	武蔵村山市	5	277	12	0	0	4月～翌年1月	全農園、対象は市内在住の60歳以上の方で、園芸をする土地のない方が対象	有	特になし	不明	0	2,079	2,042	なし	
	練馬区	26	1,881	65	12,400	191	3月～翌々年1月		有	（維持管理費÷農園全体の面積）×区画面積×利 用者負担1/2 ※その他、休憩施設や個人用農具庫がある農園 は、当該設備も含んだ設定にしている。	H15	11,482	33,983	非公表	未定	